

まえがき

第 154 回国会において平成 14 年 6 月 12 日に可決成立した「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が、6 月 19 日に公布された。この法律は、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的として、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換手続きによる関係権利の変換等のマンションの建替えの円滑化等に関する措置を規定したものである。

このような措置の一つとして、一定の基準に該当する保安上危険又は衛生上有害なマンションについて市町村長による建替えの勧告を行う制度が設けられた。

本勧告制度による「勧告マンション」の基準を国土交通省令で定めることとされていることから、住宅局長より国土技術政策総合研究所長に、6 月 19 日付国住街第 41 号により、建替えを勧告するための判断基準となる「保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの判定に関する基準案の作成」についての依頼がなされた。

本報告は、その「保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの判定に関する基準案」の作成に関するものである。本判定基準案の作成については、下記検討体制により実施し、その間、7 月 31 日、9 月 4 日、9 月 30 日に委員会を開催して、基準案及びその解説の検討を行った。

また、本検討にあたって、広沢雅也工学院大学工学部教授、長谷見雄二早稲田大学理工学部教授、榎田佳寛宇都宮大学工学部教授にご指導をいただいたところである。

(検討体制)

委員長	二木 幹夫	前国総研建築研究部長
	平野 吉信	国総研建築研究部長（後任）
委員	井上 勝徳	住宅局市街地建築課高度利用調整官
	上之菌 隆志	国総研危機管理技術研究センター建築災害対策研究官
	五條 渉	国総研建築研究部基準認証システム研究室長
	河合 直人	国総研建築研究部構造基準研究室長
	萩原 一郎	国総研建築研究部防火基準研究室長
	山海 敏弘	国総研建築研究部環境・設備基準研究室長
	棚野 博之	前国総研建築研究部材料・部材基準研究室長
	犬飼 瑞郎	国総研建築研究部基準認証システム研究室主任研究官
	長谷川 隆	国総研建築研究部構造基準研究室主任研究官
	亀村 幸泰	国総研住宅研究部住宅計画研究室長
オブザ	金子 弘	住宅局住環境整備室企画専門官
-ハサ-	服部 敦	前住宅局建築物防災対策室課長補佐
	高見 真二	住宅局建築物防災対策室課長補佐（後任）
事務局	上野 純一	前住宅局住宅政策課課長補佐
	宇野 善昌	住宅局住宅政策課課長補佐（後任）
	本間 伸彦	住宅局市街地建築課課長補佐
	長谷川 洋	国総研住宅研究部住宅計画研究室主任研究官